

## 古田家文書「間見録」から

紹介者 林 寅喜

## 『解説』

鶴藩略史下巻の中十一代高泰公の項に、「嘉永三年二月五日江戸麹町第五坊失火し我が愛宕邸屋舎全焼す 公江戸詰となり廣尾支邸に仮居す」とある。

この文書にはその復旧費用に充てるため藩士が俸禄の一部を返上し、なお且つ経費節約のため家中一統に対し、衣食住の華美を戒めるため通達されたもので、概要是次の通りである。

この度江戸の上屋敷が類焼したので、家中一同が俸禄の一部返上を申し出たところ聞き届けられた。中でも知行二百石以上は五割返上にもなつたので、家中一同へ対しこからの衣食住について左の通り定められた。

衣服はどんなに粗末なものでもよいが裏は木綿地を

使い、婦人も華美にならぬよう、これまでの定めを忘れないで心にとどめ置くこと。

一、肌着の襟や袖に縮緬を使うことはかまわないが、金糸銀糸の縫入れは一切用いてはならない。これは子供も同様堅く禁止する。

一、婦人の帯に太織り・紺・綿・綵子はかまわないが、琥珀(色)や嶋縮緬・毛織りの綾子・織り紋等は子供でも使つてはいけない。但し、抱え帯には縮緬を使つたくは帶ならかまわないので、

一、女の髪飾りに絹や縮緬・銀・水牛の外、高爪櫛や笄(こうがい)かんざし□硝子と角に象牙の類はかまわない。

(1)太織り||太糸・玉糸またはの糸で平織りにした厚地の絹 織り物

(2)綾子||より糸で織つた厚地の絹 紡布

(3)織り紋||布に織り込んだ紋

(4)抱え帯||おはしょりを止める

(5)くげ帯||縫い目が表に出ないよう縫つた帯

(6)高爪櫛||爪の部分が長い櫛ではないか?

(7)角||冠の巾子と髪を突き通すこととも肝要と心得て置くこと

このように衣類髪飾りなど文政時代から、その都度申し聞かせて來たが、年月を経て自然と華美になり申し訳

ないことである。今後はお定めの品を用いて少しも心得

違ひのないように努め、万々一禁止された品を用いた場合、きつとご沙汰があるものと心得よ。

一、来客の接待はこれまで通り成る丈質素に寄り合い、分限に不相應なもてなしをしてはならない。

一、役人への贈り物もこれまで通り簡素化して、余分なものには錢で返し、似合つた品物なら受け取つてもよい。

一、在方浦方で年貢上納に困り米や金を借用した場合、六分加えて中取引<sup>(1)</sup>でも手数料を取るような計算は、これまで通り禁止するので少しの心得違ひもないよう守ること。

(1) 中取引：中間で手数料を取ること。

一、下男下女の人数は出来るだけ少なくして、知行高百五十石から五十石十人扶持（一人扶持は一日当たり玄米五合、一年に一石八斗）までは知行に甲乙なく二人と定められていた。もともと知行の甲乙は役職の上下によつて決まるもので、下男下女の多少は昔からの定めにしたがつたが、結局人数を減らすといふ考へから節約期間中は二人と定めた。したがつてお定め以前から一人ずつ召し使つていた小知の面々も、その後二人となり江戸勤番中の者にも二人ずつ割り当てた。そこで総割り付け人数は減らさず、昔と変らぬいため趣旨が違うことになつたが、今後は

右の外質素儉約は各自の心得次第であるから、引き続き競い合つて節約に努め、軽輩の者にはより厳しくして、身分に合つた定めを支配頭から申し伝える。

嘉永三戌年二月

小知の者や人数の少ない家、或は江戸勤番で留守中の家など、これまで一人で済ませていた家はその通

解説し終わつてこれを一八五号掲載の天保九年十二月、「被仰出候条々」と比較対照して見ると、年数に十

りにすること。

(1) 小知：知行高の低い中級家臣

は及ばず表あ上廻り様  
アホヤニテ多シ系あれり處  
猶<sup>シ</sup>達

御<sup>申</sup>事<sup>候</sup>上<sup>シ</sup>割<sup>レ</sup>也<sup>ハ</sup>  
御<sup>申</sup>事<sup>候</sup>下<sup>シ</sup>免<sup>レ</sup>也<sup>ハ</sup>多<sup>シ</sup>也<sup>ハ</sup>  
里<sup>ニ</sup>存<sup>リ</sup>也<sup>ハ</sup>皆<sup>モ</sup>ナ

一衣類<sup>ノ</sup>用<sup>シ</sup>物<sup>ノ</sup>林<sup>ニ</sup>着<sup>レ</sup>皮<sup>ノ</sup>着<sup>レ</sup>

少<sup>シ</sup>アラシ<sup>ク</sup>程<sup>ノ</sup>也<sup>ハ</sup>本<sup>ニ</sup>御<sup>申</sup>事<sup>候</sup>可<sup>レ</sup>  
少<sup>シ</sup>アラシ<sup>ク</sup>程<sup>ノ</sup>也<sup>ハ</sup>本<sup>ニ</sup>御<sup>申</sup>事<sup>候</sup>可<sup>レ</sup>  
威儀<sup>ニ</sup>アリテ<sup>シ</sup>是<sup>ニ</sup>意<sup>シ</sup>御<sup>申</sup>事<sup>候</sup>可<sup>レ</sup>

可<sup>レ</sup>申<sup>シ</sup>候<sup>シ</sup>可<sup>レ</sup>

二年の開きがあるにせよこの様な藩士とその家族に対する場合と、農民に対する場合とでは格段の差があることが分かつた。内容を一々提示することは省略するが、これによつて江戸時代における身分制度の厳しさを具に知ることが出来る。また、同じ藩士でも軽輩の者には更に厳しかつたとあるが、財源確保のためとは言え、知行二百石以上(六・七人位)の五割返上は応えたであろう。

此度江戸表御上屋御類焼ニ付

御家中之面々 差上米相願候處

願の趣達

御聞 式百石以上五割之差上被

仰付候 依之御家中衣食住

御定 左之通被仰付候事

一、衣服之儀如何 袍<sup>いん</sup>鹿<sup>しゆ</sup>服<sup>ふく</sup>致<sup>シ</sup>着用

候而も不苦候 裹<sup>うら</sup>襷<sup>たま</sup>ハ物<sup>もの</sup>而木綿相用

可申候 婦人之儀茂花<sup>も</sup>美<sup>う</sup>不相<sup>も</sup>成<sup>シ</sup>

是<sup>シ</sup>迄<sup>シ</sup>御定忘却不致候様<sup>シ</sup>可<sup>レ</sup>被<sup>シ</sup>相心得候事

一、肌着襟袖縮緬不苦候事

但金銀二而縫入候品ハ一切着用不相成候  
尤小兒たり共堅御停止之事

一、婦人帝太織袖子著  
琥珀嶋縮緬毛織純子之類不苦候事

但抱帶之儀縮緬近之具け帶  
不苦候事

一、女之髮飾ノ端端無不苦候事  
高爪櫛并口硝子角象牙之類不苦候事

一、女之髮  
鉛  
絹  
縮緬類  
銀  
水牛

高爪櫛  
口硝子  
角象牙  
之類不苦候事

一、御紋服致拝領候儀  
重キ儀二

ウラカム如ニシテ良事勿論

移ヌ事而寧ニ一多聞ニ其謹

心得汗要ニ

前第ニ通衣類髮かざり等之儀  
文政度以来追々被仰出候得共 年  
隔り自然と花美ニ推移リ 不相濟  
次第ニ而候 今より以後御定之品相用ひ  
聊 茂心得違無之様 可被相心得候 万一  
御停止之品相用候向も於有之者 急度  
可及御沙汰事

一 客來候儀者惣而是追之通 成丈

一、客來候儀者惣而是追之通 成丈

候間 大切ニ可致候儀ハ勿論之事ニ候

猶又大切ニ以たし 子孫ニ相譲り候

心得汗要ニ候事

質素ニ寄合よりあい  
分限不相應之饗きょうおう

被致問敷事

一、御役人江御札肴相贈候義 先例之通

手輕ニ相送り可申候 其余ハ返錢

又ハ品物二合候ハバ 不苦候事

一、下男女人数少ニ可召仕候 且又割賦わりふ

人高百五拾石取より 高五拾石拾人扶持ふじ

まで 知行無甲乙下人式人定ニ相成候

元来知行之甲乙 勤つとめの 輕重ニ而成り

下人之多少有之儀 古來之御定ニ

候之処 毕竟割賦減少之趣意ヲ以 御省

御役人おひぎん され者おもね 本據ほんきよ 金銀之御色  
手輕ニ相送り可申候 其余ハ返錢  
又ハ品物二合候ハバ 不苦候事

中間女入候事ちゅうかんめいり 由是ゆゑ 利益りえき  
人高百五拾石取より 高五拾石拾人扶持ふじ  
手輕ニ相送り可申候 其余ハ返錢

元來知行之甲乙 勤つとめの 輕重ニ而成り  
下人之多少有之儀 古來之御定ニ

候之処 毕竟割賦減少之趣意ヲ以 御省

略中式人御定相成候処 惣而其以前壱人づつ  
 召使 小知之面々茂其後より式人之  
 割賦相成り 江戸留守中矢張  
 式人之割賦面候故 右ニ付惣割賦高  
 不相減 御定以前三相替儀無之 御趣意  
 違如何之事候故 依之以来者小知  
 之面々又ハ家内少 或ハ江戸詰留守中  
 等ハ 前々壱人ニ済來り候分ハ 壱人  
 あらすまみへ浮きあらうと  
 そはうよみ事

一 在浦御年貢諸上納二差支 右納付  
 方ニ致借用候米銀之義ハ 六歩加江  
 中取引算用之義 是近之通り

の事と、皆言候事は

皆言候事

御停止被仰付候間

心得違無之様

堅可相守候事

一、家作之義屋根之雨漏  
根太床

等不得止事者其所繕可申是より  
建替建継住居者土茂新規畫

是迄済来候分ハ御省略中見合

可由候至而大破住居難相成歎

凌がたきかハ其旨支配頭江内意

ヲ得可被受指図候尤家作表通

門塀等及破損見苦敷分ハ御省略

中御構無之候事

一、家作之義屋根之雨漏  
根太床  
等不得止事者其所繕可申是より  
建替建継住居者土茂新規畫  
是迄済来候分ハ御省略中見合  
可由候至而大破住居難相成歎  
凌がたきかハ其旨支配頭江内意  
ヲ得可被受指図候尤家作表通  
門塀等及破損見苦敷分ハ御省略  
中御構無之候事

右之外質素儉節ハ銘々心次

おとひ御年正月  
競りの候省  
時々御年正月に競りの事  
リナリテオモヤタセモシテハトモアリ

あか五歳年一月

『私の提言』

昨秋、米水津村の歴史を知る会に同行して飫肥城趾の見学を行つた。その時豫章館の正面玄関前に据えられた二基の石造り水槽(八〇センチ×八〇センチ×一メートル位)を見て、案内者にその用途を質したところ、手洗い鉢だという説明があつた。

そこで頭に浮かんだのが三の丸下にあつた天佑館の玄関脇に埋め込まれていた桶のことである。ひょっとしてこれも手洗いのためではなかつたかと、勿論防火水槽と

第二候 前条御定引競可致省

略候 軽々もの共ハ右御定より 尚又

引下ゲ 身分相当之処ヲ以支配頭より

定可申付候事

嘉永三戌年一月

しての役割りもあつたには相違ないが、検討の価値ありと提言した次第。

『わらべ唄』残本僅少

特に女性会員へお薦めします。  
早めに申し込み下さい。

事務局 二三一七一三三三 河野  
または 二三一六三五八 林まで